

I 総論

第1章 目的

1 計画の目的

本市では、平成30年度を計画目標年度とした鴻巣市一般廃棄物処理基本計画を平成21年3月に策定し、これまでの廃棄物の大量廃棄・大量処分から、リサイクル・再資源化の推進を目指しています。また、鴻巣行田北本環境資源組合（以下、「資源組合」という。）、本市、行田市及び北本市（以下「構成市」という。）において、平成35年度の施設稼働を目指してごみ処理広域化を進めています。資源組合では、一般廃棄物処理をめぐる社会・経済情勢、国の法制度や県の関連計画等を踏まえ、一般廃棄物処理に係る中長期的な視点に立った基本方針を明確にし、構成市から発生する一般廃棄物の適正な処理を行うため、排出抑制・資源化計画、収集・運搬計画及び中間処理・最終処分に関する「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を定めています。

本市においても、現行の「一般廃棄物処理基本計画」の策定から8年が経過しており、一般廃棄物の減量化・資源化や処理等に関する将来の施策を検討し、新たに平成29年度を初年度とした一般廃棄物処理基本計画を策定します。

2 計画の策定フロー

本計画は、図 I-1-1 に示す基本計画策定フローにそって策定します。

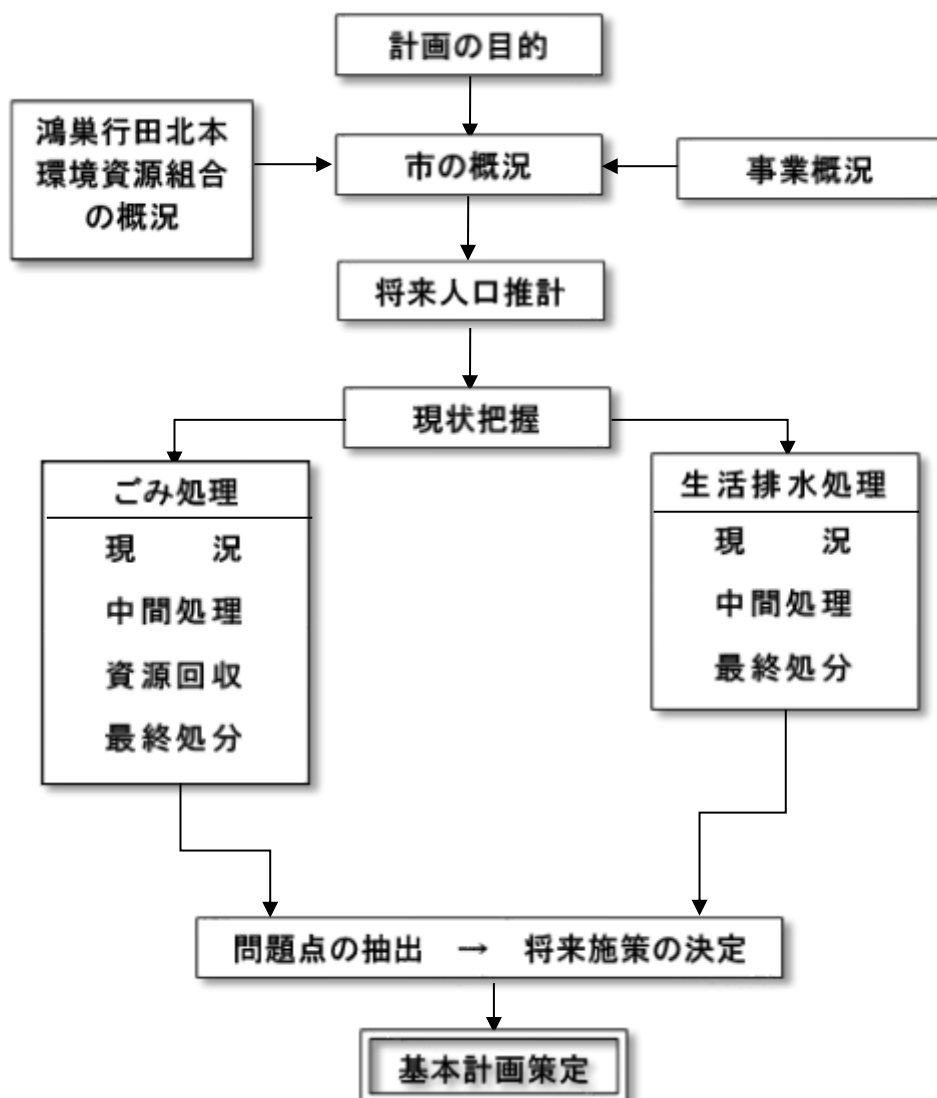


図 I-1-1 基本計画策定フロー

3 計画目標年度

本計画は、平成 26 年度を基準年度とし、平成 29 年度を計画初年度、平成 38 年度を最終目標年度とします。



4 関連する他の計画

(1) 既存計画

既存計画は、平成 21 年度を計画初年度とし、平成 30 年度を計画目標年度としていますが、社会情勢の変化にあわせ、今回、本計画において、鴻巣市の廃棄物行政を見直します。

(2) 第 5 次鴻巣市総合振興計画 後期基本計画（平成 24 年度～平成 28 年度）

① 現況と課題

第 5 次鴻巣市総合振興計画及び環境基本計画において、資源循環型社会の形成と地球環境の保全及び下水道等の整備に関連する現況と課題は以下のとおりです。

資源循環型社会の形成と地球環境の保全

- ・ごみの減量化と資源化
- ・広域による新たなごみ処理施設の建設に伴うごみ処理体制の見直し

下水道等の整備

- ・下水道処理の開始区域の拡大に伴う適正な維持管理
- ・水洗化の促進
- ・市街化調整区域内での合併処理浄化槽の設置及びくみ取り、単独処理浄化槽からの転換の推進
- ・土地区画整理事業区域内の公共下水道の整備促進
- ・特定事業場の監視及び除外施設管理者との連携
- ・下忍ポンプ場の改築・改修といった施設の長寿命化

②施策

第5次鴻巣市総合振興計画におけるごみ処理及びし尿処理に関連する施策は以下のとおりです。

資源循環型社会の形成と地球環境の保全

施策	指標名	計画策定年度値 (H22年度)	後期めざそう値 (H28年度)
可燃・不燃ごみの排出量の抑制	1人1日あたりごみ処理量 (資源物以外の可燃・不燃物)	475 g	450 g
資源化の推進	資源化率	32.2%	32.5%
可燃・不燃ごみの適正化	1人あたり可燃・不燃ごみ 収集コスト	1,859 円	1,700 円
	1人あたり可燃・不燃ごみ 処理コスト	5,249 円	4,900 円

下水道等の整備

施策	指標名	計画策定年度値 (H22年度)	後期めざそう値 (H28年度)
下水道施設の整備	下水道普及率	74.8%	75.8%
	整備面積	1,396ha	1,440ha
水洗化の推進	水洗化率 ^{※1} (公共下水道)	92.1%	95.0%
	農業集落排水 処理世帯普及率	87.3%	95.0%
	公共下水道の 未接続世帯数	2,752 世帯	2,032 世帯
	農業集落排水施設 の未接続世帯数	138 世帯	99 世帯
合併処理浄化槽の 推進	汚水処理普及率	9.6%	9.8%
	転換による合併処 理浄化槽の設置数	10 基	10 基
適正な維持管理及び 経営の安定化の推進	維持管理における公共下 水道及び農業集落排水施 設の不具合件数	17 件	20 件
	有収率 ^{※2} (公共下水道)	80.3%	81.0%
	有収率 (農業集落排水)	98.9%	99.7%

注) ^{※1}公共下水道処理区域内人口に対するその区域内での水洗化済人口の割合

^{※2}処理した汚水のうち、使用料徴収の対象となる処理水の割合

(3) 鴻巣市環境基本計画（平成 25 年 3 月）

①現況と課題

鴻巣市環境基本計画において、資源循環型社会の形成と地球環境の保全及び下水道等の整備に関連する現況と課題は以下のとおりです。

ごみの減量と再資源化の推進

- ・ごみの発生抑制とリサイクルの推進
- ・ごみの適正処理
- ・ゼロエミッションの促進

②施策

ごみの発生抑制とリサイクルの推進	
4Rに関する正しい情報の普及	<ul style="list-style-type: none"> ・市民、事業者に対する4Rについての普及啓発 ・一般廃棄物処理基本計画の改定
ごみの発生抑制（リデュース・リユースの推進）	<ul style="list-style-type: none"> ・排出者の応分負担を含めた、ごみの収集、処理、資源化の方法の検討 ・事業者（小売業等）に対して、ごみをつくらない販売方法の工夫を促す情報提供等の支援
資源回収と再生品利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・転入住民への資源回収への協力要請の徹底 ・リサイクルショップ活用等の情報提供
堆肥化等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ処理機器の購入補助制度の普及促進 ・公園、学校等の剪定枝葉の堆肥化等による有効利用の促進
市の率先実行	<ul style="list-style-type: none"> ・『再生品利用ガイドライン』に基づく物品の購入の推進 ・必要な物品の見直し、消耗品・物品等の管理の徹底 ・ペーパーレス化の推進による紙ごみの減量 ・公共施設でのごみの分別、リサイクルの徹底
ごみ・リサイクルについての普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・環境衛生委員と連携した分別マナー向上の促進 ・消費生活セミナーや出前講座によるグリーンコンシューマー育成を推進 ・環境衛生委員を通じた循環型社会の啓発
ごみの適正処理	
適正・安全な処理	<ul style="list-style-type: none"> ・可燃ごみ、不燃ごみの適正処理の継続 ・可燃ごみ、不燃ごみの処分量、処分先、コスト等の公表 ・資源類の適正処理の継続 ・資源類の適正処理の処分量、処分先、コスト等の公表 ・最終処分量の最小化に向けた計画の推進
ゼロエミッションの促進	
産業界の連携促進と支援	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者間での循環の仕組みづくりに関する情報提供
公共事業における再生材等の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインに基づき、公共工事に伴う廃棄物の減量、リサイクル材の利用、廃材のリサイクルを推進

(4) 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（鴻巣行田北本環境資源組合）（平成 28 年 2 月）

①課題

- ・より一層のごみ発生・排出抑制
- ・住民及び排出事業者に分かりやすいごみ処理ルールの検討
- ・新たに整備する施設及び構成市既存施設のあり方の検討
- ・新しい安定的なごみ処理体制の検討
- ・新たに整備する施設に対する環境負荷の低減や地域内役割などの検討
- ・ごみ処理事業費の削減

②基本理念

**豊かな自然環境と、豊かな暮らしが調和し両立する
地域を目指して、ごみ処理の広域化を進めます。**

③基本方針

基本方針 1	持続可能な循環型社会の形成
基本方針 2	ごみ処理サービスの向上
基本方針 3	民間施設を活用したごみ処理体制の構築
基本方針 4	環境保全・災害対応型施設の整備
基本方針 5	ごみ処理の費用負担軽減

④減量目標（3市の平均）

指標		対象ごみ	数値目標（基準年度比削減量）
①	一人1日当たりの 家庭ごみ排出量	家庭ごみ (可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ)	中間目標（H35）：530g(H25比 約30g 減) 最終目標（H42）：500g(H25比 約60g 減)
②	事業系ごみ排出量	事業系ごみ	中間目標（H35）：5% 減(H22比) 最終目標（H42）：10% 減(H22比)
③	一人1日当たりの ごみ総排出量	家庭ごみ、事業系ごみ、集団回収	中間目標（H35）：853g(H25比 約8g 減) 最終目標（H42）：826g(H25比 約35g 減)

⑤重点施策

重点施策 1	分別ルールの見直し
重点施策 2	ごみ処理施設整備の推進
重点施策 3	エネルギーや資源の有効利用

5 関係法令等

(1) 環境・廃棄物・リサイクル関連の法体系

本計画は、環境基本法や循環型社会形成推進基本法等の関係法令に準拠し、国及び県の計画、環境省の「ごみ処理基本計画策定指針」を踏まえ、構成市の取組と連携するとともに、鴻巣市の総合振興計画、環境基本計画及び一般廃棄物処理基本計画等と整合を図っています。



図 I-1-2 環境・廃棄物・リサイクル関連の法体系

(2) 廃棄物処理計画に関する各種目標値

国

国では、循環型社会形成推進基本法に基づき、平成25年5月に「第三次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定され、これにより循環型社会の形成に向けた取り組むべき課題、中長期的な方向性が示されています。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、平成25年5月に「廃棄物処理施設整備計画」が閣議決定されています。これは、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進に加え、災害対策や地球温暖化対策の強化を目指し、広域的な視点に立った強靱な廃棄物処理システムを確保すること等の方向性が示されています。

《廃棄物に関する目標等》

◆目標年次 平成32年度

- ・1人1日当たり家庭系ごみの排出量 平成12年度比約25%削減
- ・事業系ごみ排出量 平成12年度比約35%削減
- ・資源生産性^{※1} 平成12年度比85%増加（平成32年度目標46万円/トン）
- ・循環利用率^{※2} 平成12年度比7ポイント増加（平成32年度目標17%）
- ・最終処分量 平成12年度比70%削減（平成32年度17百万トン削減）

※1資源生産性 = GDP / 天然資源等投入量

天然資源等投入量とは国産・輸入天然資源及び輸入製品の合計量を指し、資源生産性は一定量当たりの天然資源等投入量から生み出される実質国内総生産（実質GDP）を算出することによって、産業や人々の生活がいかに物を有効に使っているか（より少ない資源でどれだけ大きな豊かさを生み出しているか）を総合的に表す指標。

※2循環利用率 = 循環利用量 / (循環利用量 + 天然資源等投入量)

経済社会に投入されるものの全体量のうち循環利用量（再使用・再生利用量）の占める割合を表す指標。

埼玉県

埼玉県では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第5条の5及び「埼玉県生活環境保全条例」第18条の規定に基づき、循環型社会の形成に向けた施策を総合的に推進するため、平成28年3月に、「第8次埼玉県廃棄物処理基本計画」を策定しました。

また、埼玉県では、平成26年4月を始期とする「第7期分別収集促進計画」（計画期間：平成26年4月～平成30年3月（5年間））を定めています。市町村は、容器包装廃棄物の分別収集をするときは、3年ごとに、5年を一期とする「市町村分別収集計画」を定めることとしています。（「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」第8条）

《廃棄物に関する目標等》

◆計画期間 平成28年度～平成32年度

◆目標年次 平成32年度

- ・1人1日当たりの家庭系ごみ排出量^{※1}503グラム 〈平成25年度：541グラム〉
- ・年間の事業系ごみ排出量 48万8千トン 〈平成25年度：54万3千トン〉
- ・1人1日当たりの最終処分量 44グラム 〈平成25年度：49グラム〉
- ・年間の最終処分量 17万5千トン 〈平成25年度：19万4千トン〉

※1資源類を除いた排出量

第2章 対象地区概要

1 鴻巣市概況

(1) 鴻巣市の沿革

本市は首都圏 50 km圏内にあり、埼玉県ほぼ中央に位置し、北は行田市、南は北本市及び桶川市、東は加須市及び久喜市、西は熊谷市及び吉見町に隣接しています。

本市は、古くから中山道の宿場町として栄え、「ひな人形」に代表される伝統産業や商業を主として発展してきました。昭和 29 年 7 月に鴻巣町、箕田村、田間宮村、馬室村、笠原村の 1 町 4 村が合併し、さらに、同年 9 月に常光村との合併に伴い市制を施行しています。その後、平成 17 年 10 月 1 日に鴻巣市、吹上町、川里町の 1 市 2 町が合併して、市域の総面積は 67.49 km²となりました。

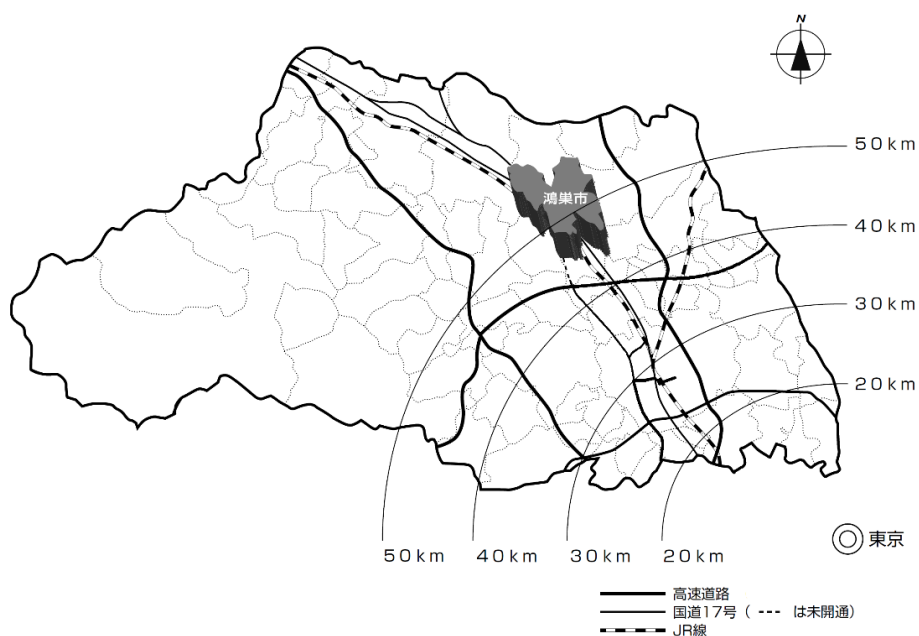
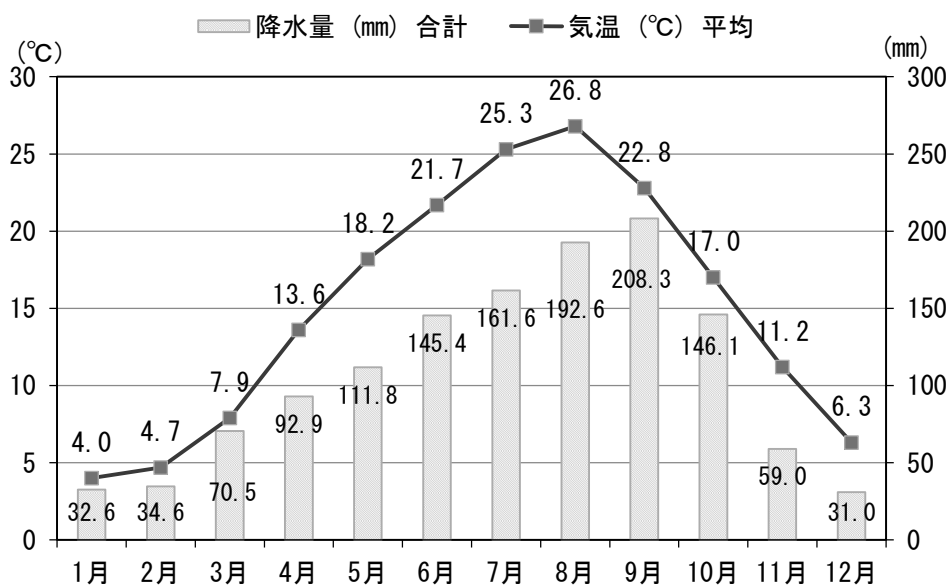


図 I-2-1 埼玉県内における鴻巣市の位置

(2) 地形・気象

本市の地形は、台地で海拔 29m、低地で 13m と起伏の少ない平坦地であり、西部に荒川、中央部に元荒川、東部に見沼代用水が流れています。

本市の降水量（1981年から2010年の30年間平均）は、一番少ない月（12月）が31mm、一番多い月（9月）は208.3mm、年間降水量は1,288mmとなっています。また、平均気温（1981年から2010年の30年間平均）は、一番低い月（1月）が約4℃、一番高い月（8月）が26.8℃、年間平均15.0℃と、本市は、比較的過ごしやすい気候となっています。



出典：熊谷地方気象台（1981～2010年の30年間平均）

図 I-2-2 鴻巣市の気象概要

(3) 人口・世帯

本市の平成 28 年 10 月 1 日現在の人口、世帯数は、119,001 人、48,469 世帯となっています。近年、人口はほぼ横ばい、世帯数は増加傾向にあり、1 世帯あたり家族構成人員は減少しています。

表 I-2-1 人口・世帯数の推移（外国人を含む）

(各年 10 月 1 日現在)

	世帯数	人口 (人)	1 世帯あたり 家族構成人員	人口増加 率 (%)	人口密度 (人/km ²)
平成 19 年度	44,530	120,817	2.71	△ 0.07	1,790
平成 20 年度	45,197	120,962	2.68	0.12	1,792
平成 21 年度	45,711	120,899	2.64	△ 0.05	1,791
平成 22 年度	46,259	120,954	2.61	0.05	1,792
平成 23 年度	46,546	120,601	2.59	△ 0.29	1,787
平成 24 年度	46,585	120,336	2.58	△ 0.22	1,783
平成 25 年度	46,997	119,978	2.55	△ 0.30	1,778
平成 26 年度	47,349	119,415	2.52	△ 0.47	1,769
平成 27 年度	47,917	119,262	2.49	△ 0.13	1,767
平成 28 年度	48,469	119,001	2.46	△ 0.22	1,763

出典：住民基本台帳

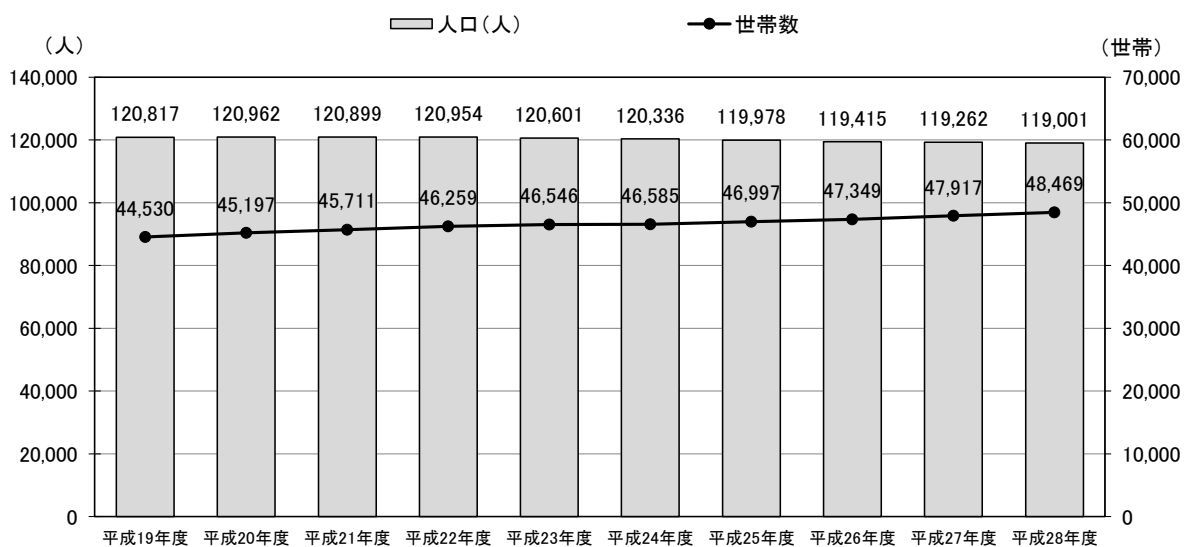


図 I-2-3 人口・世帯数の推移

(4) 交通

鉄道交通は、市の中心部をJR高崎線が南北に走り、鴻巣駅、北鴻巣駅、吹上駅の3駅が位置しています。

道路交通は、国道17号及び同熊谷バイパスが本市を南北に縦断しており、関越自動車道、東北縦貫自動車道、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）にも比較的容易にアクセスできます。また、2013年には、市内を東西に走る三谷橋大間線が開通しています。

今後、上尾道路などの広域幹線道路の整備が計画されており、交通網のさらなる発展が期待されています。

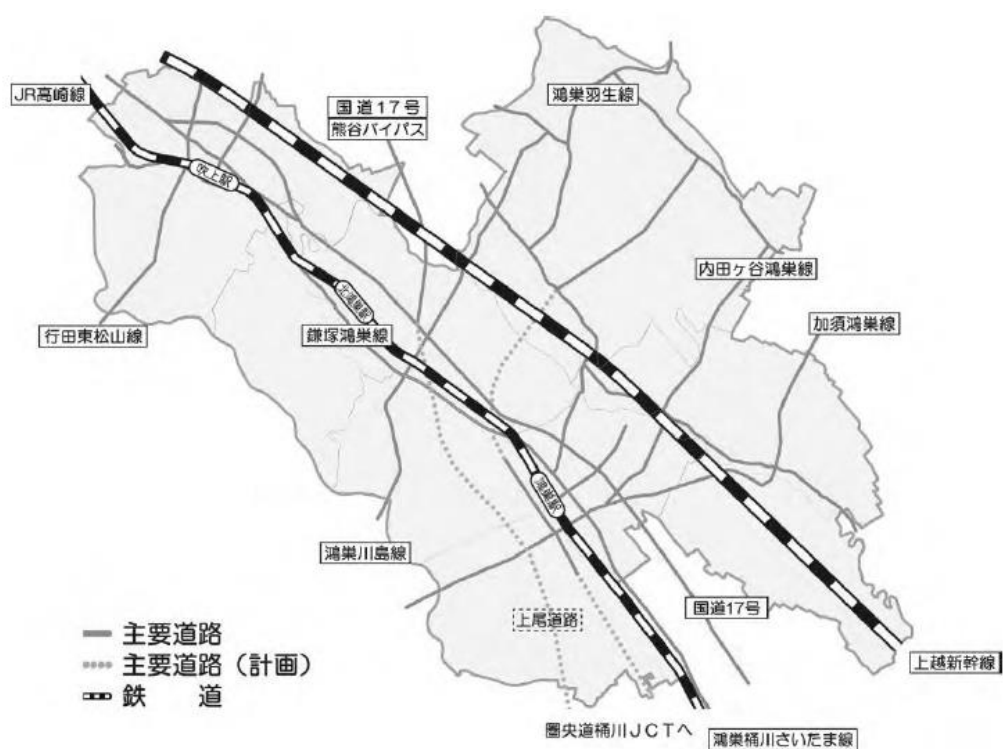


図 I-2-4 鴻巣市交通網図

(5) 産業

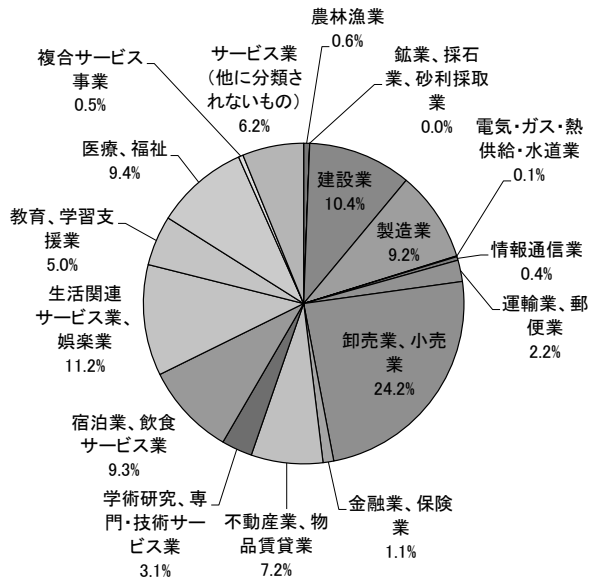
本市は、年々、事業所数及び従業者数が減少しています。平成 26 年度において、業種別にみると、事業所数では、卸売業・小売業が最も多く、次いで生活関連サービス業・娯楽業が多くなっています。また、従業者数では、卸売業・小売業が最も多く、次に製造業が多くなっています。

商業においては、鴻巣駅東口、北鴻巣駅西口、吹上駅北口の駅前整備により、駅周辺の市街地活性化に向けて、商業・業務機能の集積が図られています。工業においては、国道 17 号沿い赤見台団地の東側と川里工業団地を中心に広がっています。特に、中小規模工場は住居系地域に点在していますが、住工混在の様相を呈しています。本市の産業は、ひな人形を代表とした人形による伝統産業で発展してきており、ひな人形と並んで赤物と呼ばれる練人形は、本市の特産品として全国に認知されています。農業においては、米、麦、果樹、野菜、花卉、畜産と多岐にわたります。農地は市街地の東西に広がり、市域の約半分の面積を占めていますが、近年、農地の集約化、生産調整の取組や農業従事者の高齢化と後継者不足により、遊休農地も増加の傾向にあります。

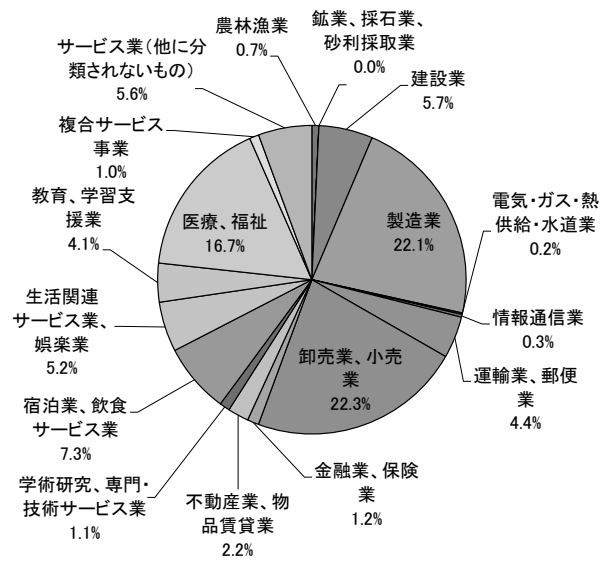
表 I-2-2 事業所数及び従業者数の業種別割合（平成 26 年）

業 種	平成 26 年度	
	事業所数（件）	従業者数（人）
農林漁業	23	246
鉱業、採石業、砂利採取業	0	0
建設業	397	1,902
製造業	348	7,418
電気・ガス・熱供給・水道業	3	56
情報通信業	14	95
運輸業、郵便業	82	1,473
卸売業、小売業	920	7,507
金融業、保険業	41	405
不動産業、物品賃貸業	275	738
学術研究、専門・技術サービス業	118	361
宿泊業、飲食サービス業	354	2,457
生活関連サービス業、娯楽業	426	1,761
教育、学習支援業	192	1,368
医療、福祉	357	5,604
複合サービス事業	18	330
サービス業（他に分類されないもの）	235	1,886
合 計	3,803	33,607

出典：経済センサス



事業所数構成比



従業者数構成比

図 I-2-5 事業所数及び従業者数の業種別割合 (平成 26 年)

(6) 土地利用状況

本市の土地は、過去数年間大きな変化がなく、農地が市域の半分を占め、中山道、JR 高崎線沿いを中心に市街地が形成されています。

表 I-2-3 土地利用状況の推移

(単位：km²)

年度	農地	宅地	雑種地等	合計
平成 19 年	33.96	14.40	19.13	67.49
平成 20 年	33.79	14.49	19.21	67.49
平成 21 年	33.56	14.61	19.32	67.49
平成 22 年	33.43	14.66	19.40	67.49
平成 23 年	33.33	14.70	19.46	67.49
平成 24 年	33.21	14.76	19.52	67.49
平成 25 年	33.11	14.91	19.47	67.49
平成 26 年	33.01	14.97	19.51	67.49

出典：統計こうのす

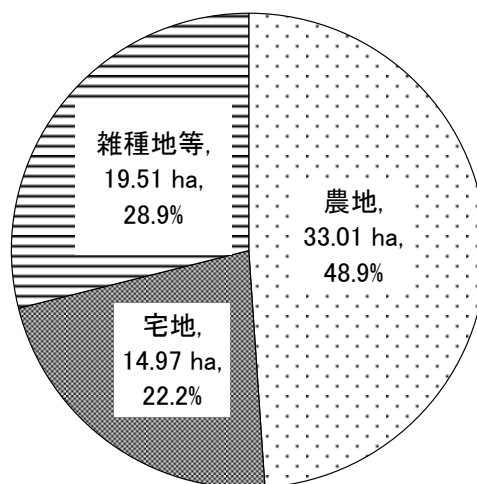


図 I-2-6 土地利用状況 (平成 26 年度)

第3章 一般廃棄物処理事業の概況

1 沿革

本市の廃棄物行政は、市制が施行された昭和29年に市の中心地が特別清掃地域に指定されてから始まります。その後、本市は、昭和39年に設立された北本地区衛生組合、昭和52年に設立された埼玉中部環境保全組合にそれぞれ設立時より加入、平成17年10月の合併により彩北広域清掃組合にも加入しています（彩北広域清掃組合は、平成26年4月に北本市が加わり、組合名称を鴻巣行田北本環境資源組合に変更）。

国の施策においては、明治33年の「汚物掃除法」の制定から始まります。昭和29年には「清掃法」が制定され、経済成長に伴う廃棄物の質・量の変化により昭和45年に「清掃法」が改定され、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年12月25日法律137号）に改められました。その後、廃棄物の大量発生は、環境破壊につながり、地球環境問題にまで発展することとなりました。

こうした背景から、平成3年には、リサイクルに関する基本的法律である「再生資源の利用の促進に関する法律」（平成3年4月26日法律48号）が制定され、同時に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が改正されました。さらに、平成7年には都市ごみの中でも大きい割合を占める容器包装類について「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（昭和7年6月16日法律112号）が制定され、平成9年には、産業廃棄物の適正処理に重点を置いた「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が改正されました。

その後、国は平成12年に、循環型社会を形成していくための基礎となる「循環型社会形成推進基本法」を制定し、3Rの優先順位を定め、個別リサイクル法を整備するなど、循環型社会形成に向けた取り組みは着実に進展してきました。

その後、平成23年3月に発生した東日本大震災に伴う大量の災害廃棄物の処理が大きな社会問題となり、大規模災害発生時においても円滑に廃棄物が処理できるように平素から処理体制を築いておくことの重要性が改めて浮き彫りになりました。

こうした経済社会状況を背景として、国は、平成25年5月に「第三次循環型社会形成推進基本計画」及び「廃棄物処理施設整備計画」を閣議決定しました。前者では、「リサイクルより優先順位の高い2R（リデュース・リユース）の取組がより進む社会経済システムの構築」や「小型家電リサイクル法の着実な施行など使用済製品からの有用金属の回収と水平リサイクル等の高度なリサイクルの推進」などを掲げています。また後者では、「災害対策や地球温暖化対策の強化を目指し、広域的な視点に立った強靱な廃棄物処理システムの確保」などの方針を打ち出しています。

2 財政

(1) ごみ処理の経費

本市のごみ処理経費は、以下の表のとおりです。平成 22 年度から平成 26 年度にかけて、ごみ処理経費は増減を繰り返しています。

表 I-3-1 ごみ処理費等一覧表

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
人口（人） ※外国人を含む	120,817	120,962	120,899	120,954	120,601	120,336	119,978	119,415
ごみ総排出量（t）	38,660	38,419	36,637	37,119	36,283	36,146	35,859	35,892
収集・運搬に係る 経費（千円）	510,442	513,030	526,935	513,030	512,823	509,536	505,030	513,790
中間処理・最終処 分に係る経費 （千円）	260,381	254,315	253,162	265,969	269,741	254,322	255,558	254,170
一部事務組合 負担金（千円）	550,430	542,663	455,189	474,280	472,370	454,548	737,253	416,723
合計（千円）	1,321,253	1,310,008	1,235,287	1,253,279	1,254,934	1,218,405	1,497,841	1,184,683
1 人当たり経費 （円）	10,936	10,830	10,218	10,362	10,406	10,125	12,484	9,921

出典：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

(2) し尿処理の経費

本市のし尿処理は、北本地区衛生組合に委託しており、処理経費を負担しています。

表 I-3-2 し尿処理経費実績

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
人口（人） ※外国人を含む	120,817	120,962	120,899	120,954	120,601	120,336	119,978	119,415
北本地区衛生組合 負担金（千円）	174,625	184,450	163,790	154,572	137,700	133,706	135,212	131,994
し尿事業費（千円）	14,225	14,489	12,871	11,756	11,017	10,067	9,076	8,754
合計（千円）	188,850	198,939	176,661	166,328	148,717	143,773	144,288	140,748

出典：鴻巣市決算書
一般廃棄物処理実態調査（環境省）

第4章 人口の動向と推計

1 人口の動向

本市の人口はわずかに減少傾向にあるものの、近年、世帯数は増加しています（表 I-2-1、図 I-2-3 参照）。

平成 28 年 10 月 1 日現在の年齢別人口をみると、年少人口（0～14 歳）の割合は 11.8%、生産年齢人口（15～64 歳）は 61.3%、老年人口（65 歳以上）は 26.8%であり、高齢化が進んでいます。

表 I-4-1 年齢別人口（外国人を含む）

（平成 28 年 10 月 1 日現在）

	男（人）	女（人）	総数（人）	構成比（%）
0～4 歳	2,173	2,035	4,208	3.5%
5～9 歳	2,470	2,375	4,845	4.1%
10～14 歳	2,532	2,491	5,023	4.2%
15～19 歳	2,788	2,725	5,513	4.6%
20～24 歳	3,013	2,838	5,851	4.9%
25～29 歳	3,184	2,980	6,164	5.2%
30～34 歳	3,444	3,248	6,692	5.6%
35～39 歳	3,950	3,610	7,560	6.4%
40～44 歳	4,643	4,295	8,938	7.5%
45～49 歳	4,448	4,165	8,613	7.2%
50～54 歳	3,584	3,730	7,314	6.1%
55～59 歳	3,749	3,890	7,639	6.4%
60～64 歳	4,360	4,363	8,723	7.3%
65～69 歳	5,236	5,474	10,710	9.0%
70～74 歳	3,771	3,963	7,734	6.5%
75～79 歳	2,804	3,084	5,888	4.9%
80～84 歳	1,799	2,278	4,077	3.4%
85～89 歳	781	1,431	2,212	1.9%
90～94 歳	234	747	981	0.8%
95～99 歳	49	219	268	0.2%
100～104 歳	3	41	44	0.0%
105～109 歳	0	4	4	0.0%
110 歳以上	0	0	0	0.0%
年少人口（0～14 歳）	59,015	59,986	14,076	11.8%
生産年齢人口（15～64 歳）	37,163	35,844	73,007	61.3%
老年人口（65 歳以上）	14,677	17,241	31,918	26.8%
総数	59,015	59,986	119,001	100.0%

出典：住民基本台帳

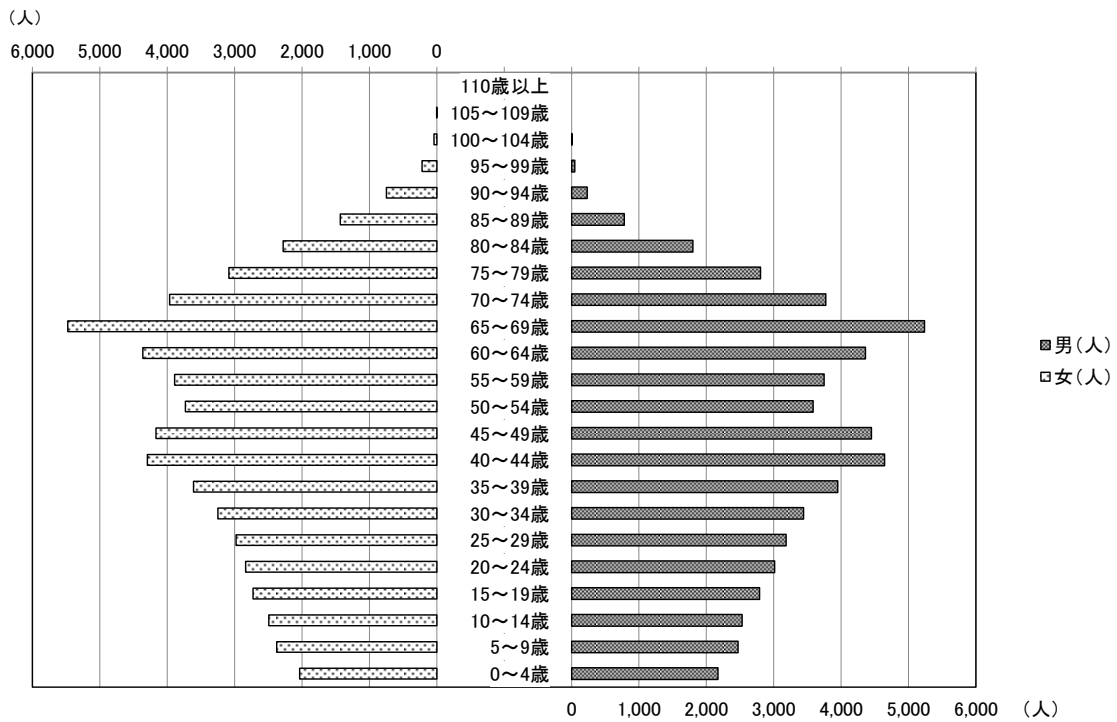


図 I-4-1 人口ピラミッド（外国人を含む）（平成 28 年 10 月 1 日現在）

2 人口の将来推計

本市の人口は、「第 6 次鴻巣市総合振興計画」によると、平成 38 年度の目標人口が 112,654 人とされており、平成 38 年まで微減することが見込まれています。

表 I-4-2 鴻巣市の将来人口

年 度	人 口 (人)
平成 27 年度 (現況値)	119,262
平成 28 年度	118,762
平成 29 年度	118,261
平成 30 年度	117,761
平成 31 年度	117,260
平成 32 年度	116,760
平成 33 年度	116,098
平成 34 年度	115,437
平成 35 年度	114,776
平成 36 年度	114,115
平成 37 年度	113,454
平成 38 年度	112,654

注) 平成 28 年度以降は推計値

出典：第 6 次総合振興計画